

議第3号

岡谷都市計画道路の変更について

令和3年(2021年)3月26日提出
長野県都市計画審議会長

2都第555号
令和3年(2021年)3月12日

長野県都市計画審議会長 様

長 野 県 知 事

岡谷都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

岡谷都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路中 3・4・6 号岡谷川岸線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・6	岡谷川岸線	岡谷市本町一丁目	岡谷市川岸西一丁目	岡谷市成田町二丁目	約 3,140m	地表式	2	16m	JR 中央本線と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

岡谷市から上伊那郡辰野町を結ぶ円滑な交通の確保並びに周辺の安心で安全な住環境の形成を図るため、都市計画道路の区域及び幅員を変更するものである。

岡谷都市計画道路 3・4・6号 岡谷川岸線

変更理由書

岡谷都市計画道路3・4・6号岡谷川岸線は、岡谷都市計画道路3・4・9号下諏訪辰野線を起点に、一級河川天竜川旧観蜚橋を終点とする道路で、岡谷駅周辺を中心市街地から岡谷市川岸駅周辺地区を結び、上伊那郡辰野町へ接続する走行性の高い市内を東西に縦貫する主要幹線街路である。

昭和21年に都市計画決定され、昭和38年に自動車交通量の増や人口の集中により幅員を12～16mに変更し、その後2回の都市計画変更を経て、現在延長約3,180mの道路となっている。

本路線は諏訪盆地の中心に位置する諏訪湖の西端にある釜口水門を源流とする天竜川にほぼ並行して河川に沿って南下していく地形上、河川から山間地までの間に住居が集約しており、沿道は住居や工場が混在して準住居地域や準工業地域に指定されて既に住宅地が形成されている。現道は慢性的に渋滞が発生し、地域の経済活動に支障をきたしており、沿道の小中学校で利用されている歩道も狭く、円滑な交通の確保並びに良好な都市環境の形成を図る必要がある。

変更を行う延長約870mの区間は既決定12mの幅員で、沿道の土地利用は住居系や準工業地域のため、商業施設の出入りや荷捌き等による駐停車のための停車帯や、景観形成などの機能を持つ植樹帯の必要性は低い。よって地域特性や交通特性を踏まえる中で駐車帯は路肩とし、歩行者の利便性向上や連続性の観点から歩道を2m拡幅して片側3mで植樹帯は見込まない計画として、幅員を14mに拡大するものである。また、終点側は天竜川との交差角を考慮し、既設橋梁（観蜚橋 S60 改良済み）への接続とし、線形の変更を行うものである。このため、都市計画道路の区域及び幅員を変更する。

岡谷都市計画道路の変更（長野県決定）

新旧対照表

(旧)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 との交差の構 造	
幹線街路	3・4・6	岡谷川岸線	岡谷市 本町 一丁目	岡谷市 川岸西 一丁目	岡谷市 成田町 二丁目	約 3,180m	地表式	2	16m	JR 中央本線 と立体交差 1箇所 幹線街路と 平面交差2 箇所	

(新)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 との交差の構 造	
幹線街路	3・4・6	岡谷川岸線	岡谷市 本町 一丁目	岡谷市 川岸西 一丁目	岡谷市 成田町 二丁目	約 3,140m	地表式	2	16m	JR 中央本線 と立体交差 1箇所 幹線街路と 平面交差2 箇所	変更区間 L=約 870m 幅員 W=14m ルート、幅員 の変更

都市計画の策定の経緯の概要

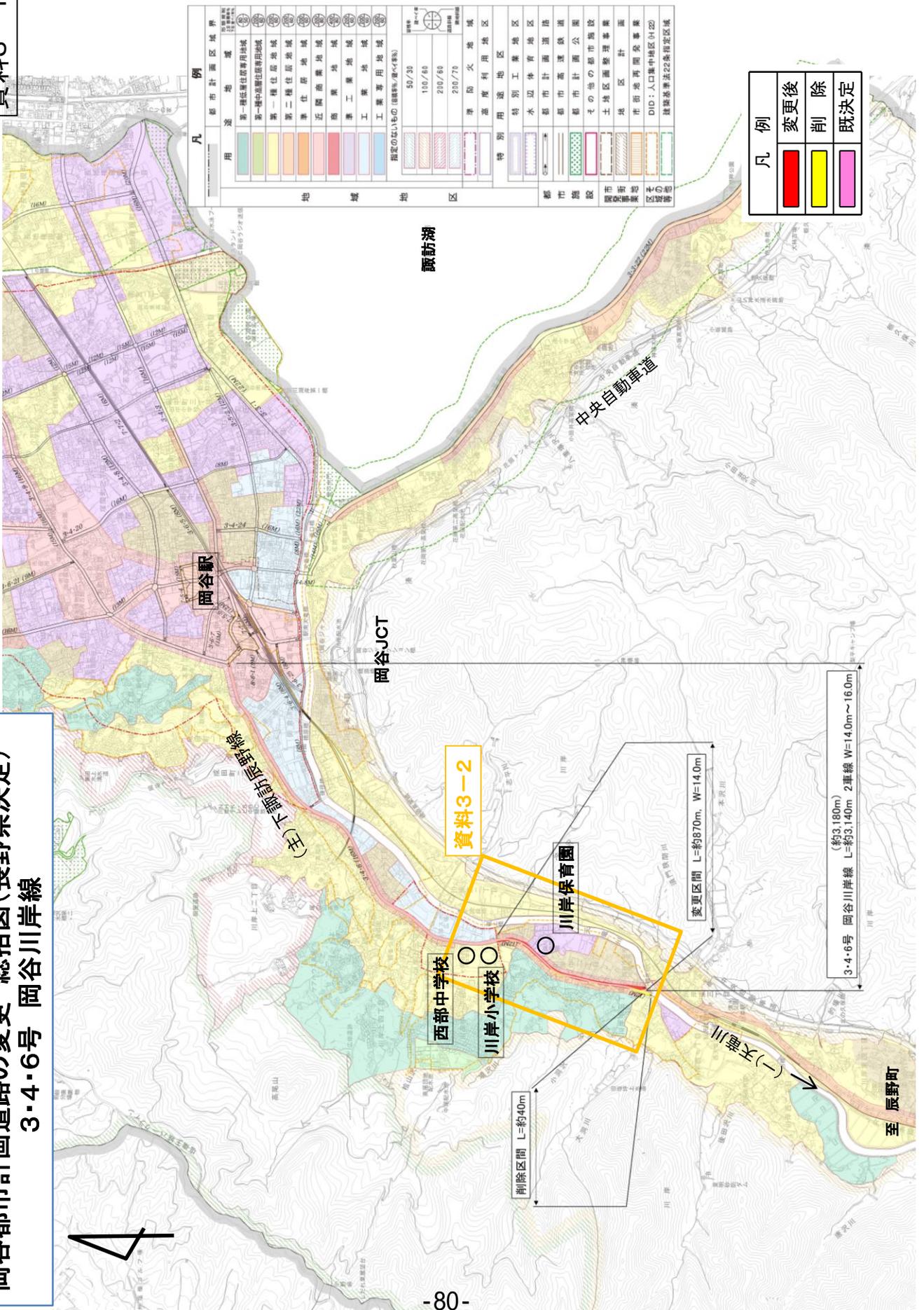
岡谷都市計画道路の変更（長野県決定）（3・4・6号岡谷川岸線）

事 項	時 期	備 考
都市計画変更案の申出 （都市計画法第15条の2第1項）	令和2年 6月30日（火）	
地元説明	令和2年10月13日（火）	新倉区
公聴会開催の公告	令和2年12月 3日（木）	
素案の閲覧	令和2年12月 4日（金） ～ 令和2年12月25日（金）	
公聴会中止の公告	令和2年12月24日（木）	公述の申し出がないため中止
市町村意見聴取 （都市計画法第18条第1項）	令和3年12月24日（木）	
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和2年12月27日（日）	
計画案の公告 （都市計画法第17条第1項）	令和3年 1月 7日（木）	
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和3年 1月 8日（金） ～ 令和3年 1月22日（金）	意見書提出なし
市町村意見聴取回答 （都市計画法第18条第1項）	令和3年 1月29日（金）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	令和3年 3月26日（金）	（以下、予定）
決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和3年 4月上旬	

岡谷都市計画道路の変更 総括図(長野県決定)
3・4・6号 岡谷川岸線

至 松本市

資料3-1-1

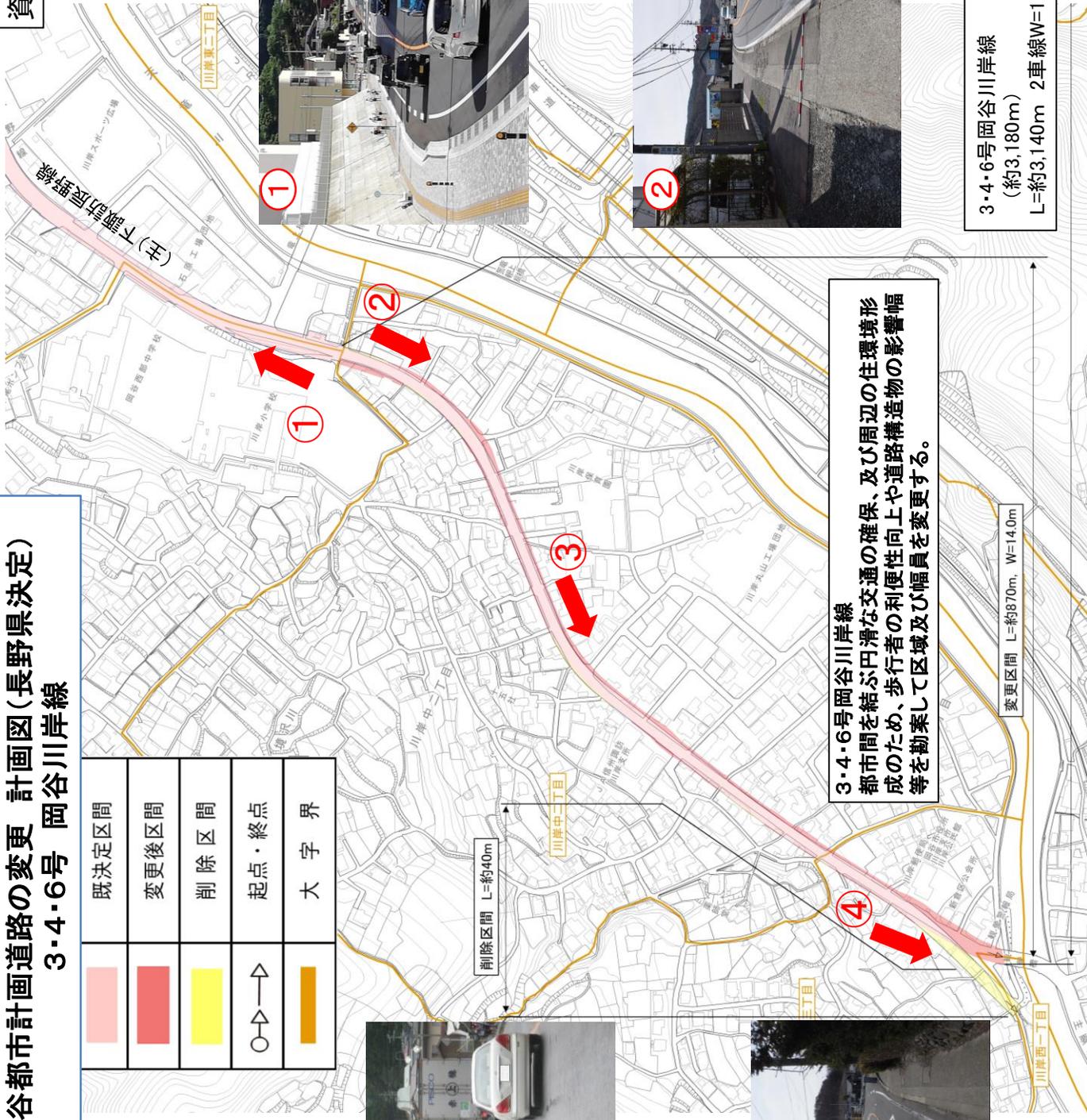


凡例		都市計画区域界	
用	用途	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
地	域	第一種住居地域	第二種住居地域
区		準住居地域	近隣商業地域
		商業地域	準工業地域
		工業地域	工業専用地域
		指定のないもの(旧種別/新旧)	
		50/30	100/60
		100/60	230/60
		230/70	
		準防火地域	高度利用地区
		特別用途地区	工業地区
		特別工業地区	水辺体育地区
		都市計画道路	都市計画鉄道
		都市高速鉄道	都市計画公園
		その他の都市施設	土地区画整理事業
		地区区画整理事業	地区区画整理事業
		市街地再開発事業	市街地再開発事業
		DID:人口集中地区(422)	DID:人口集中地区(422)
		建設基準法22条指定区域	建設基準法22条指定区域

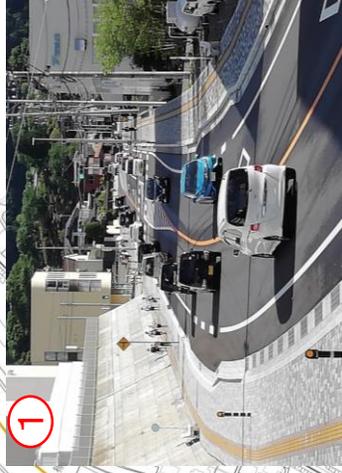
凡例	
変更後	削除
既決定	

岡谷都市計画道路の変更 計画図(長野県決定)
3-4-6号 岡谷川岸線

	既定区間
	変更後区間
	削除区間
	起点・終点
	大字界



3-4-6号岡谷川岸線
都市間を結ぶ円滑な交通の確保、及び周辺の住環境形成のため、歩行者の利便性向上や道路構造物の影響幅等を勘案して区域及び幅員を変更する。

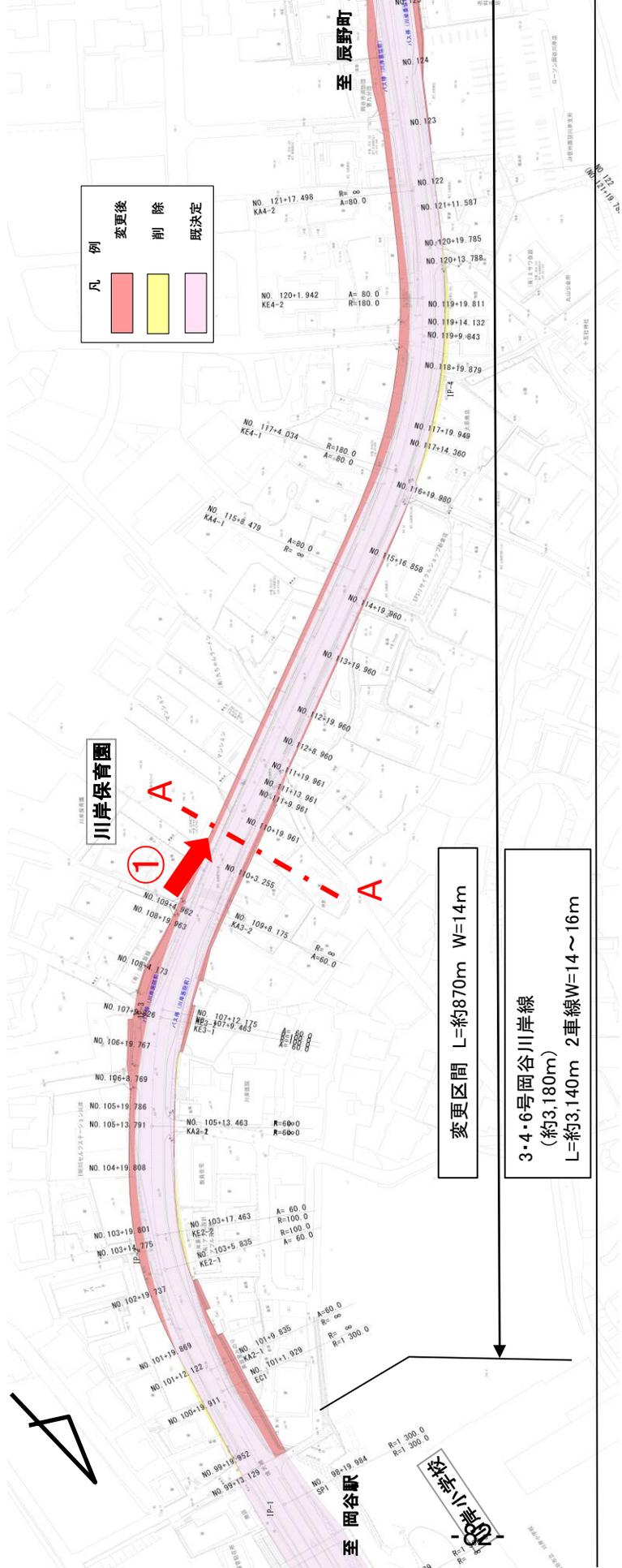


3-4-6号岡谷川岸線
(約3,180m)
L=約3,140m 2車線W=14~16m

変更区間 L=約870m. W=14.0m

4

起点側拡大



凡例

	変更後
	削除
	既決定

川岸保育園

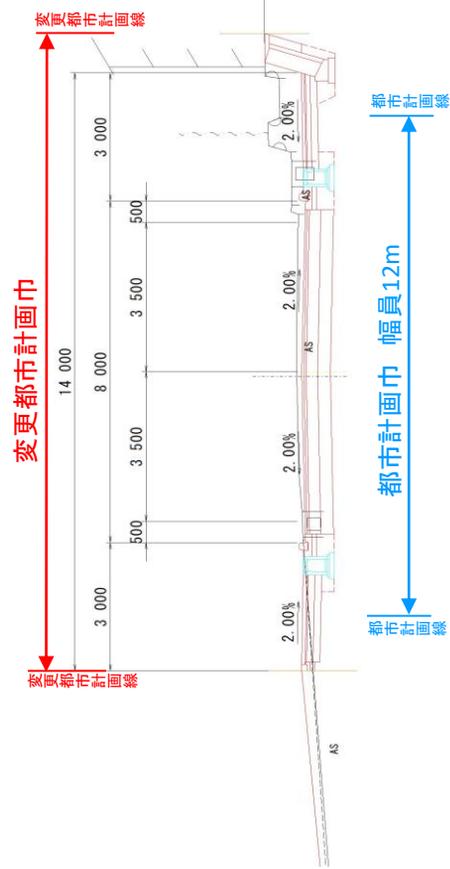
至辰野町

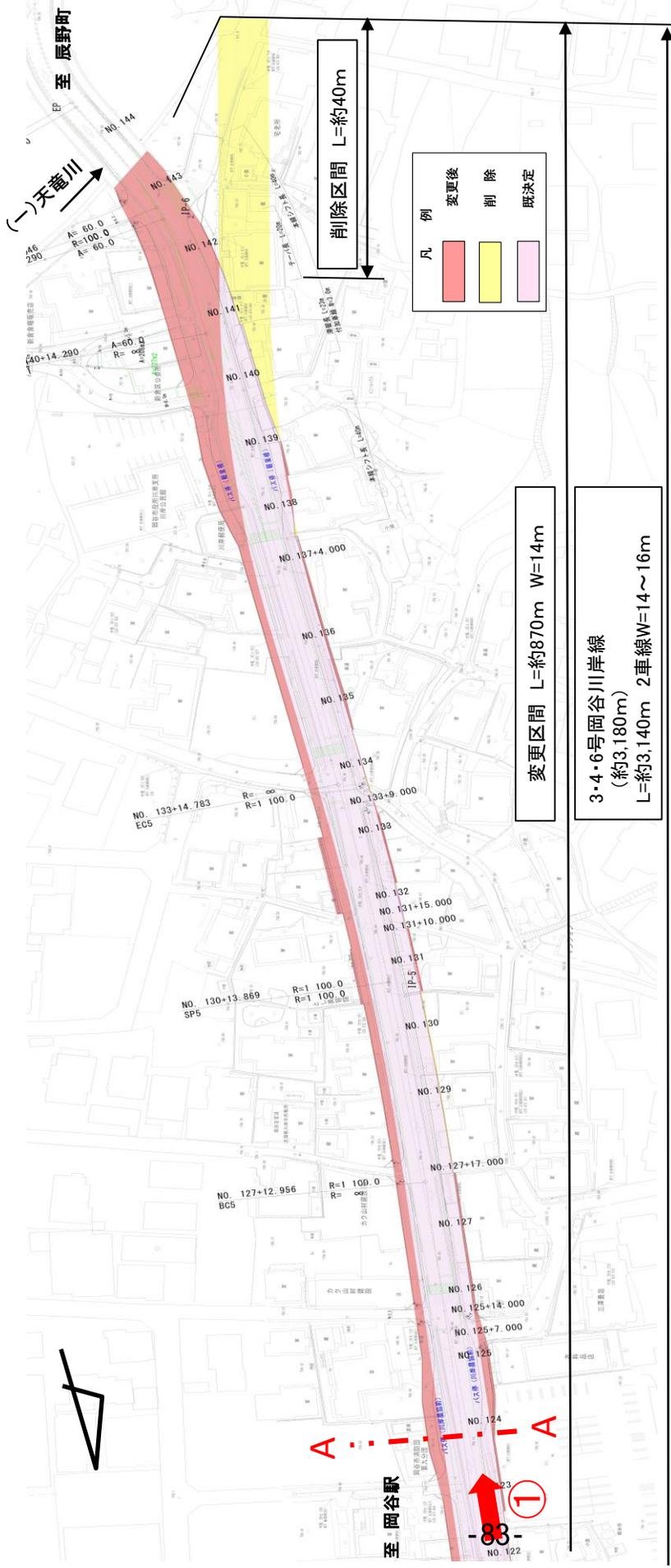
至岡谷駅

変更区間 L=約870m W=14m

3・4・6号岡谷川岸線
(約3,180m)
L=約3,140m 2車線W=14~16m

A - A





削除区間 L=約40m

凡例	変更後	削除	既決定
			

変更区間 L=約870m W=14m

3・4・6号岡谷川岸線
(約3,180m)
L=約3,140m 2車線W=14~16m

